

令和3年第5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和3年5月13日（木） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所新庁舎 6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲
村木 多藏 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子
梶下 信孝

欠席委員

山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司
神山 肇 ・ 後藤 宗夫 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長 横井 敬太 主幹 水野 昌子
副主幹 伊佐治伸一 主査 吉村 雅子
副主査 岩垣 康弘 主任 三輪 幸
主任主事 坂口由充加

議 事

- 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第32号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第33号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第21号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議長

令和3年第5回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いいたします。

議席番号7番野々村貢委員、議席番号8番福田正義委員のご両名様、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方々も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転7件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第29号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、日野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

2番、鷺山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

3番、4番は、西郷地区の申請です。

3番の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

4番の申請は、所有権の移転で、農業経営を開始する農地所有適格法人へ、田畑を譲り渡すものです。

現在の経営面積はありませんが、農地所有適格法人要件である組織形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしていることを農業委員会事務局で確認しておりますので、許可しうるものです。

3ページをお願いします。

5番、七郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を拡

大する使用借人へ、畑を貸し出すものです。

6番から8番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、世帯内で田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第29号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明いただきます。

それでは、1番、日野地区は、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

今回の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ、農地を譲り渡すものです。

4月19日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人が現地立会いを行いました。

受人は、申請地付近で以前から野菜の栽培をされており、今回の申請地においても、引き続き野菜を栽培される予定です。

受人の住所は県外ですが、毎週末、岐阜市へ帰省しており、農地の管理もしています。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、鷺山地区は、河田均委員お願いします。

河田委員

今回の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ、農地を譲り渡すものでございます。

3月31日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

受人は、鷺山地区で水稲、野菜を栽培しており、申請地では野菜を栽培するとのことあります。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番及び4番、西郷地区は、松野芳正委員お願いします

す。

松野委員

3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

4月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

立会いの際に、地元の取り決めなどについて説明し、承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

4番の申請は、農業経営を開始する受人へ農地を譲り渡すものです

4月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行い、申請地では水稻及び野菜を栽培される予定です。

渡人の一人が、受人である法人の構成員の一人で、立会いの際に、農地を適正に耕作、管理しておくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、七郷地区は、西垣隆委員お願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営の拡大を図る借人に、農地を貸し出すものであります。

借人は、申請地付近で以前から柿の栽培をされております。今回の申請地においても、引き続き柿を栽培される予定です。

地元の取り決めも了承されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番から8番、合渡地区は、村木多藏委員お願いします。

村木委員

6番、7番及び8番の申請は、それぞれ子への世帯内贈与です。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定でございます。

受人は、他の農地も適正に管理しており、地元の取り決めも十分了承されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第29号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第29号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第30号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、議案第30号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表をご覧ください。

今回は2件、合計594平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、芥見地区の申請は、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

2番、柳津地区の申請は、貸駐車場及び自己用駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域であるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第30号について説明を受けました。何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、それでは採決に入ります。
議案第30号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転6件、以上を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第31号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。

今回は、6件、合計1,604平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域であるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番から4番は、北長森地区の申請です。

2番、3番は、所有権の移転により、資材置場に転用するものです。

申請地は、鉄道の駅を中心に、半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の割合が、40パーセントを超える場合に、その割合が40パーセントとなるまで、円の半径を延長したときの半径の長さ、または1キロメートルのいずれか短い距離以内の区域に位置しているため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

4番は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

10ページをお願いします。

5番、黒野地区の申請は、所有権の移転により、貸資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域であるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

6番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、住宅化の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができるかと認められる場合は原則許可できませんが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可し得るものです。

以上でございます。

議長 議案第31号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、それでは採決に入ります。
議案第31号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第32号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について2件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、議案第32号について説明いたします。
農地転用許可後に事業計画変更を行う許可申請です。
12ページをお願いします。

1 番、常磐地区の申請は、賃貸借による権利の設定により、駐車場へ一時転用するものとして、農地法第5条許可済みですが、受注している公共工事の工期延長のため、転用期間を延長するものです。

2 番、北長森地区の申請は、賃貸借による権利の設定により、資材置場へ一時転用するものとして、農地法第5条許可済みですが、関連工事の工期が遅れたため、転用期間を延長するものです。

いずれの申請においても、変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であること、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

以上でございます。

議 長

議案第32号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第32号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第33号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第33号について説明いたします。

14ページをお願いします。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、2,065平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていること等、納税猶予を受けするための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しており

ます。

以上でございます。

議長 だだいま、議案第33号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第33号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、報告第18号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、報告第18号について説明いたします。
第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。
16ページをご覧ください。
今回の各地区別の届出は27件、合計52,281.56平方メートルです。
以上でございます。

議長 続きまして、報告第19号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について、事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、報告第19号について説明いたします。
18ページをご覧ください。
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。
届出の合計は16件、合計8,401平方メートルです。
明細は、19ページから22ページです。
以上でございます。

議長 続きまして、報告第20号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、報告第20号について説明いたします。

24ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は65件、合計32,516.65平方メートルです。

明細は、25ページから41ページです。

以上、報告第18号から第20号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年4月に農業委員会事務局長が専決受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第21号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、報告第21号について説明いたします。

42ページ、43ページをご覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和3年4月に3つの法人から提出されました報告書において農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時30分閉会を宣す。